

## ○水道法の施行に関する規則

水道法の施行に関する規則をここに公布する。

平成25年 3月27日

鎌倉市規則第34号

### 水道法の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行については、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(確認申請書等)

第2条 法第33条第1項の規定による申請は、専用水道布設工事適合確認申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（第2号様式）により行うものとする。

3 法第33条第5項に規定する法第5条の施設基準に適合することを確認したときの通知は、専用水道布設工事適合確認通知書（第3号様式）により、当該基準に適合しないとき、又は適合するかしないかを判断することができないときの通知は、専用水道布設工事不適合等通知書（第4号様式）により行うものとする。

(給水開始届)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、給水開始届（第5号様式）により行うものとする。

(水道技術管理者設置報告書等)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置報告書（第6号様式）により市長に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、前項の水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

(水質検査結果報告書)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに水質検査結果報告書（第8号様式）により市長に報告しなければならない。

(記録作成の様式)

第6条 法第34条第1項において準用する法第20条第2項の規定による記録は、第9号様式に準じて作成するものとする。

(給水の緊急停止報告)

第7条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項又は水道法施行規則第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、給水緊急停止報告書(第10号様式)により直ちに市長に報告しなければならない。

(業務委託開始届等)

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務を委託したときの届出は、業務委託開始届(第11号様式)により、業務に係る契約が効力を失ったときの届出は、業務委託契約失効届(第12号様式)により行うものとする。

(簡易専用水道の設置届等)

第9条 簡易専用水道を設置した者は、速やかにその旨を簡易専用水道設置届(第13号様式)により市長に届け出なければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項(次に掲げる事項に限る。)に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道変更届(第14号様式)により市長に届け出なければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

(改善指示書等)

第10条 法第36条第1項の規定による改善の指示は、改善指示書(第15号様式)により行うものとする。

2 法第36条第2項の規定による勧告は、勧告書(第16号様式)により行うものとする。

3 法第36条第3項の規定による指示は、簡易専用水道管理に関する措置指示書(第17号様式)により行うものとする。

(給水停止命令書)

第11条 法第37条の規定による給水停止の命令は、給水停止命令書(第18号様式)により行うものとする。

(専用水道の廃止届)

第12条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道

廃止届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の廃止届）

第13条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかにその旨を簡易専用水道廃止届（第20号様式）により市長に届け出なければならない。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。